

(24) 施設整備基本計画検討委員会関連条例

資料	頁
印西地区環境整備事業組合附属機関条例	(24) -1
印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則	(24) -5
施設整備基本計画検討委員会 組織細則	(24) -7
施設整備基本計画検討委員会 運営細則	(24) -9
施設整備基本計画検討委員会 専門部会要綱	(24) -11
施設整備基本計画検討委員会 会議傍聴遵守事項	(24) -14

印西地区環境整備事業組合附属機関条例

(平成25年2月7日)
条例 第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 管理者に、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、管理者が委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正)

- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年2月5日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設 整備事業 用地検討委員会 委員	日額 7,500 円

」を

「

次期中間処理施設整備事業施設 整備基本計画検討委員会学識経 験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業施設 整備基本計画検討委員会委員	日額 7,500 円
次期中間処理施設整備事業地域 振興策検討委員会学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業地域 振興策検討委員会委員	日額 7,500 円

」に改める。

別表（第2条）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
管理者	印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験 を有する者 (2)公募による 関係市町 の住民 (3)管理者 が必要と認 める者	17人 以内	担任する事務 が終了するま で
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会	次期中間処理施設整備事業の施設整備基本計画について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験 を有する者 (2)公募による 関係市町 の住民 (3)管理者 が必要と認 める者	9人 以内	担任する事務 が終了するま で
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会	次期中間処理施設整備事業の地域振興策について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験 を有する者 (2)公募による 関係市町 の住民 (3)管理者 が必要と認 める者	9人 以内	担任する事務 が終了するま で

備考 1 関係市町の住民とは、関係市町内に住所を有し、又は関係市町内に勤務先の有る者

若しくは通学先の有る者をいう。

2 関係市町とは、印西市、白井市及び栄町をいう。

印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

(平成25年2月7日)
(規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号。）第5条の規定により、管理者の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議及び議事)

第2条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第3条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月25日規則第1号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条）

附 屬 機 閣	庶 務 担 当 機 閣
印西地区環境整備事業組合 印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 地域振興策検討委員会	印西クリーンセンター

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
組織細則

第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 関係市町 | 印西市、白井市及び栄町 |
| (2) 附属機関条例 | 印西地区環境整備事業組合附属機関条例 |
| (3) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (4) 地域振興策 | 次期中間処理施設の建設候補地周辺における地域特性及び潜在的需要等に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する策の各案 |

第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | |
|----------------------------|
| (1) 地域振興策の抽出 |
| (2) 抽出された地域振興策の基本構想を検討及び評価 |

第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」の定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しない。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者		3人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
管理者が必要と認める者	建設候補地の周辺住民		3人以内
合計			9人以内

第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1カ年を予定する。

第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この組織細則は、平成27年2月12日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

運営細則

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|----------------------------------------|
| (1) 附属機関条例 | 印西地区環境整備事業組合附属機関条例 |
| (2) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (3) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (4) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (5) 委員 | 検討委員会の委員 |

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 会議 | 10回 |
| (2) 先進地の視察 | 1回 |
| (3) 建設候補地の周辺住民意見交換会 | 2回（出席委員は委員長と副委員長のみ） |
| (4) 検討結果説明会 | 1回（出席委員は委員長と副委員長のみ） |
| (5) 答申書授受式 | 1回（出席委員は委員長のみ） |

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、第4日曜日を予定する。
- (3) 会議の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。

ただし、建設候補地の現地調査を実施する予定の第2回会議の開催時間は、9時から16時の6時間程度を予定する。（昼休憩1時間）

- (4) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第5項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第6項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、検討委員会において確認した後、これを公表する。

ただし、第5項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第7項 氏名の公表

会議録及び委員名簿等に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的、組織、運営及び選任委員は、会議で決するところにより定める。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定める。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

この運営細則は、平成27年5月24日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会

専門部会要綱

第1項 趣旨

この要綱は、検討委員会運営細則第9項の規定に基づき設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------------------------|
| (1) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (2) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (3) 会議 | 専門部会の会議 |
| (4) 委員 | 専門部会の委員 |

第3項 設置

検討委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、当該専門部会において担任する事務、委員の構成及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

第4項 会長及び副会長

会長及び副会長の選任等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、専門部会の事務を総理し、専門部会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5項 会議の開催及び議事

会議の開催及び議事は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、委員長が招集し、会長が会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6項 参考意見等の聴取

専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7項 庶務

専門部会の庶務を処理する機関は、印西クリーンセンターとする。

第8項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。

第9項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第10項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、専門部会において確認した後、これを公表する。ただし、第9項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第11項 氏名の公表

会議録に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第12項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第13項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会会議傍聴遵守事項を準用する。

なお、当該遵守事項の適用においては、「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「会長」とする。

第14項 委任

この要綱に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、「検討委員会の会議」で決するところにより定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月24日から適用する。

別表（第3項）

専門部会	担任する事務	委員の構成	任期
専門部会を設置する都度、本欄を記入する。	同左	同左	同左

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会
会議傍聴遵守事項

第1項 目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第10項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2項 用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- | | |
|-----------|--------------------------------------------|
| (1) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会 |
| (2) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (3) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (4) 運営細則 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
地域振興策検討委員会運営細則 |

第3項 会議の非公開

運営細則第5項の規定に基づき、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を開しない場合があるものとします。

第4項 傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所及び氏名を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとします。

第5項 傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとします。

第6項 傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとします。

第7項 傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを印西地区環境整備事業組合の職員に返還しなければならないものとします。

第8項 傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとします。

第9項 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとします。

第10項 傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとします。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- (2) 酒気を帶びていると認められる人
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第11項 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとします。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食、私語又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第12項 注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口答により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならぬものとします。

第13項 委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めます。

附 則

この遵守事項は、平成27年5月24日から適用する。

